

(第一類 第九号)

第百七十一回国会 衆議院 經濟産業委員會 議 録 第二十号

(三五三)

平成二十一年六月二十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君 理事 岸田 文雄君

理事 櫻田 義孝君 理事 やまざわ 大志郎君

理事 大島 敦君 理事 古川 元久君

理事 赤羽 一嘉君

あかま 二郎君 小此木 八郎君

近江屋信広君 大高 松男君

岡部 英明君 片山 さつき君

川条 志嘉君 木挽 司君

高村 正彦君 近藤 三津枝君

佐藤 鍊君 清水 清一朗君

平 将明君 谷畑 孝君

土井 真樹君 中野 清君

橋本 岳君 林 幹雄君

平口 洋君 藤井 勇治君

牧原 秀樹君 武藤 容治君

安井潤一郎君 山本 明彦君

太田 和美君 北神 主朗君

後藤 齋君 近藤 洋介君

下条 みつ君 田村 謙治君

牧 義夫君 三谷 光男君

高木美智代君 吉井 英勝君

經濟産業大臣 二階 俊博君

經濟産業副大臣 高市 早苗君

經濟産業大臣政務官 松村 祥史君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 河野 正道君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 中島 明彦君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 中尾 昭弘君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 梅田 勝君

政府参考人 (農林水産省総合食料局次長) 平尾 豊徳君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 小川 恒弘君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 大下 政司君

政府参考人 (經濟産業省通商政策局長) 岡田 秀一君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 藤田 昌宏君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力局長) 上田 英志君

政府参考人 (經濟産業省製造産業局長) 細野 哲弘君

政府参考人 (經濟産業省製造産業局次長) 立岡 恒良君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局長) 近藤 賢二君

政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院長) 薦田 康久君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 数井 寛君

政府参考人 (防衛省防衛参事官) 岩井 良行君

政府参考人 (防衛省防衛政策局次長) 松本隆太郎君

經濟産業委員會專門員 大竹 顕一君

委員の異動

六月二十四日

辞任

補欠選任

岡部 英明君 大高 松男君

佐藤 ゆかり君 平口 洋君

新藤 義孝君 佐藤 鍊君

藤井 勇治君 近江屋信広君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

て承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

庁総務企画局審議官河野正道君、外務省大臣官房

審議官中島明彦君、經濟産業省通商政策局長岡田

秀一君、經濟産業省製造産業局長細野哲弘君、經

濟産業省製造産業局次長立岡恒良君、經濟産業省

商務情報政策局長近藤賢二君、資源エネルギー庁

原子力安全・保安院長薦田康久君、防衛省防衛参

事官岩井良行君及び防衛省防衛政策局次長松本隆

太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

○東委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。古川元久君。

○古川(二)委員 おはようございます。民主党の

古川元久でございます。

きょうは、クラスター爆弾についての条約の批

准を受けての国内法の審査ということで、若干で

ございますが、質問させていただきます。

まず、クラスター爆弾というのは、これは本当

に多くの被害者、特に子供を中心に大変な被害者

が世界的に生まれていて、人道的な見地から全面

的な禁止をするということの条約の締結に日本も

率先して参加をしたということは、当初は、この

全面禁止には政府としてもかなり消極的であった

ということを言われているわけでありますから、そういう方向へ転換をされて、全面的な禁止に向けて積極的に推進していくという立場に立たれたことは評価をいたしたいと思ひますし、それを受けてこうした国内法の制定をされるということについても評価をしていきたいというふうに思っております。

ただ、こういう大方針、とにかく世界的に全面廃止をするようにということで政府としても決めた以上は、何か、全面廃止に向けて頑張りますというふうな手を挙げながら、腰がだんだん後ろに引けていくような、そういう感じであつてはならなくて、手を挙げた以上はとにかくどんと前に進んでいって、日本がこのクラスター爆弾の全面廃棄に向けて、そして全面禁止に向けて世界のトップに立つぐらいの気持ちでやっていくべきだというふうに思っているわけであります。そういう意味では、こうした国内でのことだけじゃなくて、海外でのクラスター爆弾の製造や使用の禁止に向けたできる限りのことは政府としても対応をとっていくべきではないかというふうに考えております。

そういう意味で、この法律案でありますけれども、これは国内のクラスター爆弾の製造を禁止しているわけですが、国内でクラスター爆弾を製造しているところはもう今はないというお話であります。しかし、現実には、まだ海外で製造している企業があるわけですね。こうした企業に対して、日本がその部品の一部やあるいはクラスター爆弾に使われる原材料を提供する場合というのはあり得るというふうに思ふんですが、この法律に基づいては、そうしたクラスター爆弾の製造に使われるような製品や材料の輸出というものの、そういうところで禁止はできるのか、あるいはできないのか。もしこの法律でできないとすれば、何らかほかの方法でそれを取り締まることはできるのか。

やはり、国内で禁止するだけではなくて、今回の条約を本当に意義あるものとするためには、世

界的に製造がされないように、少しでも日本としてやれることをしていくべきだと思ふんですが、その点についての政府の取り組みについてお伺いしたいと思ひます。

○立岡政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この法律は、今委員も御指摘されましたように、クラスター弾条約を我が国が受諾するに当たりまして我が国が負う義務、これを国内で的確に実施するための法律でございまして、既存の法律では担保できないものについて措置をするというところでございします。その内容といたしましては、具体的には、国内におけるクラスター弾の製造の全面禁止、それと所持の原則禁止について新しく規制をする、こうなっております。

御指摘の、海外でのクラスター弾の製造の件でございしますけれども、海外での製造に用いられる部品が輸出されるということに関しましては、そういう意味から、この法律の対象になつてございしませんけれども、輸出という面から、既存法でございします外為法に基づきます輸出管理制度というところで対応をしているところでございします。

具体的には、そのもとで、特にクラスター弾の製造に用いられる専用の部分品の輸出につきましては、従来からやっております武器輸出三原則のつとりまして、原則として認めないということ

で対応してきているところでございします。それから、いわゆる専用部品ではない汎用の部分品や素材につきましても、クラスター弾を含め、通常兵器に用いられるおそれの高い貨物につきましては、外為法のもとで、輸出に当たつて許可が必要な貨物とされておまして、そのもとで厳格な輸出管理をされているというところでございします。

御指摘のあつた、海外における生産活動との関係につきましては、こういった個別の輸出事業に個々に対応していくことはもとよりでございしますけれども、より本質的には、我が国が二十一条の一項に基づいて受けております、非締約国に対してもこの条約の批准を奨励していくということが

条約上の義務となつております。今後、こういった努力を外務省、外交当局が中心となつて政府として行っていくということになると思つておりまして、私どもとしても密接な連携をとつて対応していきたいというふうに考えております。

○古川(元)委員 基本的なお話はそうなのかもしれないんですが、これは多分、世界でもクラスター弾を製造している企業というのは大体特定がされると思ふんですけれども、そういうところへの輸出については今の外為法などでチェックをすることはできるんですか。どうなんですか、そこは。

○立岡政府参考人 ただいま申し上げましたように、加工度の高い専用部品といったものにつきましては、武器輸出三原則のもとでチェックは当然で

きて、輸出をしないとなります。それから、全くの汎用品といひますか、どこでも手に入るような板とか、そういうものについては必ずしも今の輸出管理制度の中では対応できないということもあるかと思ひますけれども、機微なものにつきましては、国際的な合意の中で一定のものについて輸出管理の対象にしていこうという制度になつてございしますので、その中で対応できるというふうに考えてございします。

○古川(元)委員 クラスター爆弾を製造している企業というのは世界にもそんなに多くないはずでありますから、そういう意味では、汎用品といへども、そういう製造をしている国あるいは企業にいろいろな形でプレッシャーをかけていくということが、多分、この条約が締約国に求めている、条約を批准するように、奨励するように、そういうことの一つの行動の形だと思ひますから、ぜひまたそこは知恵を考えていただきたいなということとを要望させていただきます。

次に、今、クラスター爆弾の製造に使われる部品とかそういう材料についてのお話を伺つたんですが、こうしたクラスター爆弾を製造している企業に対して日本の金融機関が融資をしている、そういうような指摘がされておりますけれども、こういう事実については金融庁の方は認識をしてお

られますか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘のございましたような融資が行われているということにつきまして、海外においてそういう調査があるということについては認識をしております。

ただ、これまで、クラスター弾に特定をしまして私どもの方で広く調査を行ったということは、率直に申しましてございません。

○古川(元)委員 今回、こういう形で、国内においてクラスター弾の製造が禁止をされて、条約にも締結をするということになつたわけでありまして、率直に申し上げて、先ほど来から話が出ております条約の二十一条にのつとつて、あらゆる形で製造を禁止させるような、そういう方向への措置をとるための努力はしていかなきゃいけないんじゃないかと思ひます。そういう意味では、金融面でのチェックといひますか監視も必要かと思ひますが、今後は、では、条約が批准されれば、そういうことに対して金融庁としてもウォッチをしていくという方向になつていくというふうに考えてよろしいんでしょうか。どうでしょうか。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、銀行に対して、ふだんから法令等の遵守が重要であるということを申し上げておりますので、今般のこの条約に我が国は既に署名を行つており、また、その法案につきましては、これがもう既に御審議をいただいているということにつきまして、今後の推移を踏まえた上で各銀行に対しまして周知をいたしまして、この条約等の趣旨を尊重した銀行業務の遂行というものが行われますように努力してまいります。

○古川(元)委員 最近、クラスター爆弾だけじゃなくて、ヨーロッパの方の金融機関では、倫理的投資という考え方ができて、こういう爆弾への、武器製造に対する、そうしたもののへの融資にかかわるものとか、あるいは環境破壊とか、人道的に問題のあるような、そういうもののへの投資に

どでは、法律までつくってそういう輸出の規制というものをやっているわけであります。

日本においても、最近、金融庁の方は、反社会的な活動をしているような企業、それと関係のあるようなところへの融資は厳に慎むようにということでもかなり厳しい指導をしていて、一部には、それが貸し渋りにつながっている、そういう声があるくらいであります。

国内において、相当そういう厳しい倫理的な貸し出しの基準というものを求めているわけでありますから、そういう意味では、今回、こういう形で、条約によっても、また国内法によっても、このクラスター爆弾の製造が禁止をされたということとは、かなりそういう倫理的な基準とか、今金融庁が進めているような融資を倫理的な観点からチェックするというこの意味でも、こうした問題についてはやはり何らかのきちんとした対応をとっていくべきではないかというふうに考えています。

特に、昨年のリーマン・ショック以降の金融の混乱というのは、やはり金融が余りにも利益至上主義に走ったということのツケが、大きな経済的、社会的な混乱を招いているということもあるわけでありますから、そういう意味でも、こうした問題について、きちんと明確な方向性といいますが、指導をしていくといいますが、方針を出していくことは大事だと思えます。

先ほど抽象的に言われましたけれども、具体的にこれからどうしていくかとか、そういうところまでは今のところ決まっているんでしょうか。あるいはこれから考えられることなんではないでしょうか。

○河野政府参考人 ただいまの委員の御指摘を踏まえまして、今後どのような対応をとらせていただくか、具体的には検討させていただきたいと存じますが、まず周知徹底ということが重要でございまして、また、各銀行におきましては、こういういた与信につきましてそれぞれ行内の規定を定めておりますので、そういったものをまず点検させて

ていただきたいと考えております。

○古川(元)委員 ヨーロッパの銀行なんかには、ウエポンポリシーみたいなものを各銀行の中で決めているところもあるようでありまして、ですから、そういう意味では、それに類似したようなものをきちんと規定して、それにのっとって融資をするようにとか、そういうような指示をするということとは一つの考え方としてはあるんじゃないかなと思えますから、ぜひ、こうして条約も批准して、法律もできる以上、金融庁としてもその趣旨にのっとった行動をしていただきたいということをお願いさせていただきたいと思えます。

次に、ちよつと外務省の方にお伺いしますけれども、先ほど来から、最初にもお話があった二十一条に基づいて、日本は、アメリカや中国などの条約の非締約国に対して、この条約の締約を奨励して、かつクラスター弾を使用しないように勧奨する最善の努力を行っていく、そういういわば義務が課されているわけなんですけれども、頑張りますと言っただけでは余り、空念仏になってしまうと思うんですが、具体的にどんな形でこの非締約国に対して締約を求めていくのか。

これは、今回のこの条約の批准に際しては、防衛上の理由から、要はこの締約国とそうでない国とで非常にアンバランスが生じるんじゃないか、そういう懸念も示されたわけです。そういうところから、やはり条約に我々は批准した以上、一日も早くほかの国も、特に大量に持っている国、そういう国も含めてこの条約を締結して、この地球上からクラスター爆弾が一切なくなるという状況を一日も早くつくるということが安全保障の観点からいっても大事なことであって、そういう意味では、そういう具体的な行動を講じていくというふうに考えていくべきだと思いますが、そういう具体的な行動は何か今考えておられますか。

○中島政府参考人 先生今御指摘いただきましたように、この条約は二つ側面がございまして、一つは、今おっしゃいましたクラスター弾の禁止と、もう一つは、法規を国際社会においてできるだけ進展させ

ていくという面がございまして。それともう一つは、クラスター弾がもたらします人道上の懸念への対応ということで、犠牲者支援も含めまして国際的な協力を促進するということもございまして、今御指摘のように、政府といたしましては、できる限り多くの国がこの条約を締結するということが重要であると考えておるところでございます。

御指摘の、非締約国に対してこの条約の批准などを奨励するという第二十一条の規定、それから、非締約国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払うという規定がございすけれども、非締約国に対して、例えば、軍縮の協議、バイの協議、二国間の協議等がございす、あとは、マルチといいますが多国間の軍縮関連の協議もございすし、そういう協議の場を含めまして外交当局としては働きかけていく考えでございまして、これまでにも、実際にそういうような働きかけを、例えば米国に対して行っているところがございます。

○古川(元)委員 例えば米国に対しても行っているというふうに言われましたけれども、具体的にどんなことを言っているんですか。

○中島政府参考人 私は軍縮不拡散・科学部担当の審議官でございすけれども、佐野軍縮不拡散・科学部の部長が、本年の二月でございすけれども、カウンタースパートでございす国務次官補代理に對しまして、日本国政府の立場といたしたものを説明し、かつ使用の抑制について米側に要請しているところがございます。

○古川(元)委員 ただ要請しましたというだけだと、何かよくある、一応声かけましたとか、中小企業対策でも皆さんに周知徹底しましたとか、何か一方的に言えばそれでやったことにすることがよく政府がやられることには多いんですが、何かそれだけにきちと聞こえてこないところがあるんですね。

日米同盟というの、私たちが非常に大事なことで、これは日本の安全保障にとってもなくてはならない、そういう大変重要な同盟関係であって、

これは維持していかなくちゃいけないと思つています。しかし、同じような、アメリカと同盟関係に強い結びつきのあるイギリスなどでは、イギリスもこの条約に署名して、イギリスは、今協議中らしいですけれどもアメリカ政府に対して、イギリス国内にあるアメリカ軍基地からこのクラスター爆弾を除去するように、そういう協議をしているというふうな話も聞いております。

英米の関係、対等な同盟関係ということであれば、それくらいの半ばプレッシャーをかけるような形でも要求をする、そして、アメリカもこのクラスター爆弾の禁止に向けて一歩進めるようになる。

そういう意味でも、イギリス政府の場合はかなり具体的なアクションに出始めているんじゃないかなと思うんですが、日本の場合、そういう具体的な何らかのアクションを考えているんですか。

○中島政府参考人 今先生御指摘になりました報道でございすけれども、昨年そういう報道があったことは承知いたしております。イギリスは、いまだにこの条約を締結していないという状況がありまして、イギリスに駐留しております米軍によるクラスター弾に係る活動の扱いにつきまして、今御指摘いただきましたように協議中ということで、最終的な措置についてはまだ固まっていないというふうに承知しております。

それから、アメリカとの協議の話でございすけれども、クラスター弾、このオスロ・プロセスの中で米側とはる協議を進めてきております。その中で、米側としても、クラスター弾に係る人道上の懸念といったものにつきまして非常に深刻に考えておるところでございまして、我が方の働きかけがどの程度米側に対して影響があったかという点につきましてはいろいろ議論があろうかと思ひますけれども、昨年の七月に、米側としては新しいクラスター弾に関する方針を出しております、その中で、不発弾の不発率の高いものにつきまして、これは廃棄していくことを決めておりますし、それから、使用についても可能な

限り抑制していくという方針を出しているところ
でございます。

○古川(元)委員 時間になりましたので終わりますが、やはり、最初に申し上げましたように、条約を締結した以上、国際社会に対しても、日本がイニシアチブをとっているんだ、そういう具体的なわかりやすいアクションを起こしていかなないと、例えばイギリスなどのこういうことが報道などでも伝わっていると、イギリスの場合は、同盟国のアメリカに対してもこれくらい言うのか、何か日本は、対等な同盟関係だいいながら、言うとかアメリカから怒られるんじゃないかみたいなことで、やはりそういう姿が、何か手を挙げながら腰がどんどん引けているというふうに見られて、これでは、せっかくこの条約を批准して、日本はその先頭に立つんですよというふうにも言っても、その意味が物すごく減殺をされてしまう。そういう認識を持って、ぜひ、条約を締結した以上、前向きに具体的なアクションをとっていただきたい。そのことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○東委員長 これにて古川元久君の質疑は終わりました。

次に、後藤康君。

○後藤(斎)委員 おはようございます。
大臣、法案に入る前に、ちょっと幾つか簡単に確認をしたい点がございます。

我が国は、リチウム電池、非常に国際競争力もあり、生産ベースではシェアが世界で六割を占めているというところで、今後も、電気自動車も含めて、いろいろな各般の我が国の製造業の発展のベースになるもので、ぜひこれからも国際競争力を持ちながら世界で主要な地位を占めたいというふうに私も思っていますし、この委員会でも何度か御質問させていただきました。

そんな中で、韓国がそのリチウム電池を規制するというふうな報道がこの数日間、各紙に掲載をされております。急遽、何かきのう一転して、七

月一日から安全性基準の認証機関を経由したものでなければ販売できないというものを、来年一月一日からの施行に改め、なおかつ、認証機関も日本の国内でも基準がクリアできればいいよみたいなことが報道に若干載っているんですが、冒頭、韓国政府のリチウムイオン電池の新たな規制というふうなもの、今どのような状況になっているのか、そして、それを踏まえて我が国政府は今後どのような対応をなされていくのか、簡潔で結構です。お答えいただきたいと思います。

○近藤政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のございました韓国政府のリチウムイオン電池に対する規制でございますけれども、携帯電話やノートパソコンなどの発火事故の発生などを受けて、電池の安全性を確保するために、ショート試験、一定の条件のもとで意図的にショートさせてみる試験、こういったようなものなど六項目にわたる試験を実施いたしました。安全性を確認するように求めるものでございます。

一方、我が国では、昨年十一月に、電気用品安全法に基づきまして電池の安全基準を定めまして、いろいろな試験、例えば落下試験としまして、一メートルの高さからコンクリートに物を落としてみるといったような試験など、より多くの試験項目について安全性を確認するように求める厳しい安全規制を実施しておるところでございます。

したがって、日本国内の厳しい要求水準を満たしております日本の電池メーカーにとりましては、今回の韓国政府の規制は、内容面で新たな対応が必要となるものではございません。

ただ、韓国側が、その規制の手続につきまして、当初、試験機関が韓国国内の少数の機関に限定されている、それから、ことしの七月からやるというところで、十分な準備期間が確保されていないという問題点があったわけでございます。

そのため、韓国政府に対しまして事務的に申し入れを行うと同時に、今週開催される予定のWT

○TBT会合におきまして問題として提起をいたしましたし、また大臣からも、記者会見におきまして、貿易障壁ともなり得るという懸念を表明していただいたところでございます。

今先生御指摘のとおり、昨日でございますが、韓国政府が記者会見を行いまして、この規制につきましましては、まず一点目として、ことしの十二月末まで経過期間とする、すなわち来年の一月からということになるわけでございますが、それまでの間は行政処分などについては猶予をする、それから二つ目として、韓国国外から輸入される電池につきましましては、韓国政府が能力を認めた試験機関が発給する試験成績書を活用できることとする、こういったような運用面での見直しを発表したところでございます。

経済産業省といたしましては、こういった運用面の改善が適切に履行され、貿易阻害効果の生ずることのないよう、韓国政府と細部について引き続き協議を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○後藤(斎)委員 そういふ中、韓国政府は、今後の推移を見守る部分は当然あるんですが、大きな非関税障壁にならないかという懸念を持ちつつも、やはりこれは韓国だけではなく、アメリカも中国も、バイ・アメリカ、バイ・チャイナということ、ある意味では、それを保護主義と言いかどうかという定義はなかなか難しいかもしれないんですが、少なくとも自国製品を優先するような仕組みづくりというものを模索しているのは多分事実だと思えます。

これは、戦後のガット体制やIMF体制を通じて、保護主義的な動きを封じつつ、できるだけ自由な貿易ルールを確立しながら対応してきた中で世界経済の発展を模索した我が国としては、やはりきちっとした各国との連携と、そしてWTOも含めた多国間機関の中でのきちっとした発言を通じながら、ただし、この委員会でもそうですが、やはり中小企業対策や大企業も含めた産業政策というものは、まず自国民をどういふふうにしていく

のかという視点も当然必要だというふうに思っています。

いずれにしても、世界全体が保護主義的な動きになっているという部分に対して、今回の韓国政府のリチウムイオン電池の、余り大したことはないと言いたい過ぎですが、その影響はないだろうという御発言がありましたが、これらの動きも含めて、ぜひ、諸外国の制度のあり方、そして我が国の国際競争力強化という部分と貿易の拡大という部分を含めた、きちっとした我が国政府としての対応を進めていくべきだと思えますが、担当大臣としての御決意を、簡潔で結構ですから教えてください。

○二階国務大臣 今、後藤議員がおっしゃったように、世界経済が低迷する中で、貿易を収縮させておそれのある保護主義の台頭ということは断固として阻止しなければならぬことは当然のことであります。

私は、機会あるごとに、保護主義への誘惑に負けないように、保護主義への誘惑に陥らないように、各閣僚はそれぞれの国でやはり努力をしなければならぬということをWTO等の会合等でも再々主張してきておりますが、各国とも大筋のことに対しては合意をするんですが、個別の問題になりますと、どうしても国内の勢力に押されたりして、WTOの精神とやや距離があるような発言をなさる国もあるわけです。私も、ちょうど今夜出発して、パリで開かれるWTO非公式閣僚会議とOECDの閣僚理事会に出席いたしますので、特に今回は韓国の代表に対してバイ会談を申し入れ、この問題について話し合いをいたしたいと思っております。

既に昨年の十一月のG20のワシントンの首脳会議におきまして、麻生総理等、新たな貿易障壁を設けないとの意見を主張され、そうしたことに對する宣言が出されておるわけであります。

ちょうど私もOECDの会合から帰ってまいりましたところに、今度の日曜日でありますが、李明博大統領が日本においでになりまして、首脳

会談も予定されております。私も同席をいたしますので、この問題に対してどういう態度をとるかということを考えておりましたが、事前に私は、記者会見と参議院の経済産業委員会等で、保護主義に陥つてしまふ懸念ということに対して強い意思の表明をいたしました。そのことが韓国に届いたかどうか定かではありませんが、韓国側としては慎重に対応しようという気持ちになっておるようでありますから、その真意を確かめ、今後について、日韓関係の円満な貿易の発展のためにも、この問題に対していい決着が見られるように努力をしたい、このように思っております。

○後藤(斎)委員 大臣、御決意の中でもお述べになられたように、引き続きの御努力をぜひお願いしたいと思います。

それでは、法案の方に移りたいと思います。冒頭お聞きをしたいのは、この法案は条約を批准するための国内法の担保だということでありますが、二つ、条約と定義や期間というのが大きすぎていのかという点をまずお聞きをしたいと思ひます。

条約では、クラスター弾の使用、貯蔵、生産、生産以外の取得、移譲というものを禁止しております。あわせて、原則八年以内での貯蔵弾の廃棄の義務づけということがあります。

一点目につきましては、この新法だけではなく、既存法との整合性の中で、法律の規制対象が異なっているという御説明を受けておりますが、あわせて、この法律はある意味では恒久法とも読み取れないものだというふうに認識しております。この八年以内みたいな、きちつと我が国はやるよというまず強い意思表示がこの法律になかったのかどうかも含めて、条約と法案の用語の使い方、さらには期間の明定につきまして、簡単に結構ですから御説明をお願いします。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、条約における使用等の禁止等々と国内法との絡みでございますけれども、今委員御指摘のとおり、条約上の義務を国内で実施するために、

既存の法律で対応できるものはそれを活用し、できないものをこの法律をもって担保する、こういうことでございます。

具体的には、御指摘になりました使用以下でございますけれども、まず使用でございますが、使用については一般国民と自衛隊が考えられるわけでございますけれども、一般国民については、爆発物取締罰則第一条によって、人の身体、財産を害する目的でクラスター弾を使用することは禁止、それから自衛隊につきましては、自衛隊法八十八条の規定によりまして、この規定に言及されております国際の法規たるクラスター弾の条約の遵守ということを通じて使用が禁止されております。また、開発、生産につきましては、この法律によって製造を禁止する。それから、取得、貯蔵、保有につきましては、この法律の四条によって所持を規制する。他方、移譲につきましては、外為法第四十八条及び五十二条によって輸出入を規制するということと、それぞれ分担をして担保することにしてございます。

それから、いわゆる条約において八年以内に原則として廃棄をするということとの絡みでございますけれども、我が国におきましてクラスター弾を現在所有しておりますのは自衛隊だけでございます。この自衛隊の行動につきましては、今度防衛省が策定をされます廃棄計画に基づいてこの廃棄を実施するという事になっております。

条約の義務は国が直接担うわけでございまして、その義務を果たすということは当然の前提とされておるわけでございます。したがって、この廃棄計画に従って、実際にしかるべき条約の期限に基づいてその廃棄計画がつけられるということと、あえて法律上の縛りは設けておりませんけれども、これは国の責任としてきちんと対応するということが前提でございます。

○後藤(斎)委員 ありがとうございます。

今局長が御答弁をさせていただいたように、条約との整合性というのは必ずしももちろんイコールじゃないということとはよくわかってはいますが、今、

所持は自衛隊のみだということではありますが、他国は、非条約締結国も含めて、ある程度の、何発例えばクラスター爆弾を持っているのかという数字が、正確かどうかは別としても、いろいろな資料に掲載をされております。我が国のみが、現在のところ、クラスター弾をどの程度所持しているのかということが明確になっておりません。

防衛省の方にお尋ねをしますが、この廃棄計画をつくる際に大前提として、現在我が国にトータルとしてどのくらいのクラスター弾があるのかということがないと、当然、廃棄計画というものはでき得ませんし、それに基づいて予算の確保というものができませんが、現在どの程度自衛隊が所持をしているのか、その数字を教えてください。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。現在自衛隊が保有しておりますクラスター弾でございまして、現時点では我が国防衛のための装備品でございまして、その保有数につきましては、我が国防衛能力にもかかわるものでございまして、お答えを差し控えてさせていただきますと存じます。

他方で、この条約が発効いたしますと、百八十日以内に、その保有しておるクラスター弾の数、あるいはその時点で確定しているような計画等について報告することになっておりますので、今のような形で御報告をすることになろうかと存じます。

○後藤(斎)委員 では、別の観点からお聞きをします。

この条約、そしてこの国内法の新法を制定した後ということも含めてだと思いますが、平成二十一年度予算でクラスター爆弾の廃棄方法の調査のため二億円を計上していますが、この根拠は、二億円は何にどの程度使われるのか、内訳について、詳細でなくて簡潔で結構ですから教えてください。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど経済産業省の御答弁にもございましたけれども、この条約が効力を発効いたしますと、自

衛隊といたしましたしては、八年以内にその保有するクラスター弾の廃棄を安全かつ着実に実施することになります。その際、安全かつ着実に実施するための方法論ということを確認する必要があるのでございます。

廃棄に当たりましては、親弾から子弾を取り出した後、大きくやり方としては、その子弾の炸薬部と信管部を分離して炸薬部を除去するというやり方をするか、あるいは子弾をそのまま爆破処理するか、このいずれかの方法があるかと思ひます。

また、先ほどクラスター弾の個数については差し控えさせていただきましたが、四種類のクラスター弾を持ってございますので、その四種類のクラスター弾それぞれがよいのか、あるいは経済的にやる場合には、横ぐし的に四種類共通的にやるようなやり方があるのかどうか、こういうような点を確認する必要がありますので、今のようなことを念頭に置いて、二億円の調査費で検討させていただきますことを考えております。

○後藤(斎)委員 今の御答弁にもあつたんですが、いずれにしても我が国が世界で一番初めにこの廃棄をするということはないんで、EUの幾つかの国では既に廃棄をしている国もたくさんあるようであります。

できるだけ効率的なお話もありましたが、私は、もう一つ、先ほど大臣にも保護主義的な動きにこれからはよくないというお話をしましたが、幾らかかるのかというのは今後その調査に基づいて決定をされていくんでしようけれども、仮に我が国のメーカーができるのであれば、できるだけ我が国のメーカーがその処理をするようなことにしたいというふうに思ひます。

いずれにしても、今の御答弁にもありましたけれども、若干繰り返しになりますけれども、我が国独自の方法を探るのか、また、ドイツやイギリスでは既に廃棄が行われているという報道もあ

り、処理のコストもある程度明確になっておりますが、そういう中でやはりきちっとした廃棄計画というものができるようにしていきたいという。その二億円というものが、詳細にはよくわかりませんが、やはりそれが調査費としたらかなり大きな調査費であることは、例えば中小企業金融に関する調査委託費というのは多分数百万かせいぜい数千万の前半くらいが上限である。海外調査も入るのかもしれないが、やはりきちっとやっていくという意思と、あわせて、処理方法を確立するときには国内の部分にも、私は今まで防衛省さんが配慮をきたかどうかは知りませんが、これも、これは少なくとも、ここまで到底に陥っている日本経済の、一部の特定企業かもしれないが、やはりそういう能力のあるところを生かしていくということはぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

もう一つは、このクラスター弾の問題は、対人地雷の問題と類似をしているというふうに言われています。そして、対人地雷の廃棄、処理をするときには、当時の小淵総理が一番初めの一発目をするときには公開でやられ、終了するときには当時の小淵総理が最終の部分に立ち会われて公開をしたというお話を聞いています。

今回のクラスター弾も、先ほど古川議員の大部分所からのお話をお聞きしていて、非条約締結国に対してきちっとした意思表示をするためにも、我が国の堂々とした、こういうふうな計画でやるよというものが決まったら、私はそういう公開をもつてやっていく方がいいのかなと思うんですが、その点、今お考えがあったらお聞かせください。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今し方御答弁申し上げましたように、具体的な廃棄方法につきましては、内外の状況等もよく勘案をしてこれから決めていくことになりますので、どのような方法で廃棄をしていくのかというのは、現時点でよく見えないところがございます。しかしながら、廃棄に当たりましては、安全か

つ着実に実施をしていくということでございますので、その安全面の確保ということをよく考えなければいけないわけでございますけれども、この安全面の確保ということができるのであれば、基本的に公開できるものは公開をさせていただくというところで廃棄を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

○後藤(憲)委員 確かにそうだと思いますけれども、ぜひ、きょうのこの委員会の議論も含めて、防衛省としても前向きに対応していただきたいと思っています。

最後になるんですが、大臣、この法案を施行していくためには、今お答えをいただいた、基本的にはとんどの所持は防衛省・自衛隊が持ちだしている中で、これから届け出制度を義務づけるわけですから、今度は経産大臣、大臣自身も、そのチェック、監視をする主導的な立場になります。あわせて、経産省の機関であります原子力安全・保安院が火薬類の取り締まりの技術的な基準も明定をされております。

そういう意味では、私は、だれがどうチェックしてこの廃棄計画がきちっとした形で対応されているのかということ、年ごとにちゃんとやっているよというふうに年次報告で言うのかどうかは別としても、やはり防衛省と経産大臣が組織的に連携をして、廃棄計画の計画どおりの遵守ということが必要だというふうに思います。ぜひその点での御決意と、あわせて、先ほど防衛省にも要請をしましたが、仮に我が国のメーカーがその廃棄計画に参加できるということであれば、堂々と中小企業政策や産業政策を担っている大臣がきちっと防衛大臣とも相談をしていただいて、ぜひ、私は、国内の産業にもプラスになるような、保護主義的ではなくプラスになるようなことでこの計画を策定し実行していただきたいと思っています。最後に大臣に、あわせてその御決意と御見解をお願いしたいと思います。

○二階国務大臣 我が国のクラスター弾等の廃棄というのは、防衛省が策定する廃棄計画のもとで

今後実行されることとなりますが、私どもも、経済産業省として、本法案の規定によりクラスター弾等の所持を規制するなど、クラスター弾等の管理を徹底するとともに、火薬類取締法の規定によりクラスター弾等が安全に廃棄されるように、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

いずれにしても、条約の義務を確実に実施するためには、私どもは、外務省、防衛省、関係省庁と連携をしながら対応していかなくてはなりません。実際、着実な連携がされておるかということに對しての御疑念もあつてのお尋ねでもあろうと思いますが、幸いにして人事交流を行っておりまして、ただいま答弁しております岩井参事官は経済産業省の職員であります。したがって、もっと綿密にこういうことの連携がとれるようにしてもらいたい。防衛省は省に昇格したわけですから、名前だけ省になったのではなくて、実際に省の省たるように頑張つていただきたいと私は特に望んでおきたいと思ひます。

○後藤(憲)委員 ありがとうございます。

○東委員 長 これにて後藤参事官の質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、クラスター爆弾というのはかなり歴史的に古くからあるものだというふうに思うんですが、私が一九七一年に、ベトナム戦争のときでしかたけれども、北ベトナムへ一カ月半ばかり戦争中に調査に行ったときにも、あのころはパイナップ爆弾とかボール爆弾というので使われておりました。一発の中に二万五千個の鉄の小さな弾が入っていて、五百メートル四方に飛び散っていくので、当たらなくて亡くなる方もいるんですが、体の中に入ったまま取り出すことができないで、だんだん体が腐っていくとか、恐るべきものだったんです。

そういう爆弾だけじゃなしに、あのとき既にクラスター弾が使われていたんですね。ベトナム、

カンボジア国境でなぜ使われたかというと、クラスター弾というのは不発率が物すごく高いんです。ですから、これはばらまいて地雷原になるわけですね。普通の地雷ですと、土の表面に近いところですから、探し出して、処理もまだクラスター弾よりはやりやすいんですけども、突き刺さったものは深くに入っているし、ジャンクルなんかで空中の方ですと、上にひっかかったまま。だから、いわば三次元的に後始末をしなきゃいけないという大変なものなんです。

クラスター爆弾というのはまた、現実にはベルギーのNGOの方が調べられたものでも、市民の被害が九五%なんです。子供たちの被害が三五%で、普通に日常生活を営んでいる中で被害を受けたというのが八四%というふうに、残酷性という点でもひどいものですが、同時に、一方には所有し使用する国があり、一方には被害を受ける国がある、そういう性格を持った爆弾だということに、私自身、ベトナム戦争時代から感じていたわけです。

この法案を読ませていただいて、先ほど少し議論がありましたけれども、最初にちよつと伺っておきたいのは、クラスター弾に関する条約の第一条の一項の(a)、(b)に、使用、開発、生産、生産以外の方法によって取得、貯蔵、保有、そして直接間接を問わず移譲することを禁止する、これは条約上の決まりですね。これに対して、今度の法律の方は、第三条で製造の禁止、第四条で所持の規制ということなんです。やはり国内法としては、表現上は、国際条約、こちらの条約ときちゃんと整合性のとれた、内容的にきちんとした国内法として、条約に見合うものとしてつくっていくのが普通のやり方じゃないかと思うんですが、この点について伺っておきたいと思っています。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどの後藤委員の御質問と同趣旨かと思ひますけれども、条約の義務、これを国内的にしっかりと果たしていくというのが国内法の使命でございます。したがって、あと、これをどういう格

好で全体としてカバーしていくかということかと思ひます。

御指摘のように全部まとめてというのもあるかと思ひますが、既存の法令が実はございまず、先ほども申し上げましたように、使用については、爆発物取締罰則がございまず、自衛隊法もございまず。それから、移譲につきましては、輸出入を規制するという外為法もございまず。したがいまして、既存の法令で対応できるところはこれを援用する、これでカバーできないものについてこの国内法を使う、こういうたてつけでございまず。

したがいまして、条約における使用、開発、生産あるいは生産以外の方法による取得、貯蔵、保有及び移譲については、すべての項目について、既存の法律及びこの法律において漏れなく担保するということでございまず、実際上の国内法の担保という意味では、これで十分かと存じております。

○吉井委員 お話はお話としてわかるんですけども、しかし国内法としては、やはりきちんとこの条約に見合ったものとして、本当は法律としてつくつておいた方が、非常にわかりやすく、また実際に日本としての意思を示すことにもなるというふうに思ひます。

次に、クラスター弾について、自衛隊は今、四種類保有しているわけですね。それで、その数が幾らあるのかということにかかわるの、調達総額で見れば、ロッキード・マーチンからは四十一億円、石川製作所から百四十八億円、小松製作所から四十六億円、IHIエアロスペース、石川島播磨ですね、ここから四十億円調達しているわけですから、逆に言えば、現在、クラスター弾は日本に幾らあるのか。調達額はわかっているわけですから、幾らあるかというのは出てくるわけですね。年間廃棄処理は大体何個できるという見通しなのか。つまり、何年で廃棄処理が日本できるといふ見通しを持っているのか。この三点について伺ひます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

まず、クラスター弾の保有の状況について、調達額の面からの御指摘がございました。今委員御指摘の数字は事実に基づいておりまして、四種類のクラスター弾を、委員がおっしゃった金額ごとに、合計では約二百七十六億円分を所持しておるところでございまず。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、これをどのようなやり方でやっていくのかということにつきまして、大きく二種類の方法があるわけございまず。

子弾を取り出しまして、炸薬と信管部分を分離して処理する方法でやるのか、そもそも子弾を爆破させて処理するやり方があるのか、このやり方について、この四種類のものについてそれぞれどのようなやり方でやるのか、共通なことであるのかどうか、調査費を使いまして検討することになってございまず。

したがいまして、その処理方法というのが確定いたしませんと、二点目及び三点目でございまず、年間どの程度これを処理し、何年で処理を終えるのかということにつきましては、現時点ではお答えできないところでございまず。

いずれにいたしましても、条約上の義務でございまず、発効して八年以内に廃棄を完了するということができるように、しっかりとやっていくというふうなことを考えている次第でございまず。

○吉井委員 金額は認められたんですけども、何個かはまだわからないですね。

九八年の地雷禁止条約の国内法審議のときには、防衛庁参事官などが九十九万九千四百九十六個の地雷を保有していますと答弁しているわけですね。ですから、今度、調達額はわかっているわけですね、クラスター弾は何個かというお答えはなかったんですが、そもそも日本は何個持っているのか、こういうことは明らかにできるんじゃないですか。

○松本政府参考人 お答え申し上げます。今、保有数を公表できない理由いかんというところでございまずが、防衛省としては、今回の条約

の趣旨を踏まえますれば、クラスター弾の使用を極力慎むことが適切であるというふうな思つておりますが、条約が発効するまでの間は、クラスター弾というのは我が国の防衛装備品ということございまして、我が国に対する武力攻撃等の事態に際し、万やむを得ずクラスター弾を使用する可能性というのは完全に排除できないというふうな考えております。そういった観点から、クラスター弾の保有数については、我が国の防衛能力にかかわるものだというところで、お答えは差し控えさせていただきます。

一方、対人地雷についての御指摘がございましたが、これについては、対人地雷の代替装備品、私どもはこれを指向性散弾というふうな呼んでおりますが、指向性散弾について、比較的短期間で容易に取得可能という見込みが当時ございまず。そういったこと等を総合的に勘案いたしまして、我が国防衛に遺漏なきを期すという観点から大きな支障は生じない、そういった判断がございましたので、その保有数を公表させていただいたところでございまず。

○吉井委員 地雷のときは明らかにして、今度も、調達額は各企業別にみんなわかっているわけですから、私は、余りこういうことを秘密にするやり方というのは、結局、地雷のときは廃棄の仕方についてきちんと公開しているし、外国の場合はクラスター弾の廃棄のやり方についてもインターネットでも映像で公開していますね。やはりもっと透明性を持ったものにするのが、条約の精神に沿った対処の仕方だというふうに私は思ひます。

次に、在日米軍は、条約を批准しないで保持しているわけですね。このクラスター爆弾の日本領土内での移動のときに日本の業者を使うということについて、普通、この法律を読めば規制するということになると思ふんですが、これはどうなりますか。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。一般国際法上、駐留を認められました外国軍隊

については、特段の取り決めがない限りにおいては、その接受国の法令は適用されないというルールでございまず。したがいまして、本法案につきましても、在日米軍については適用されないということございまず。

今御指摘の、米軍から委託を受けて運搬を行うという場合にどうなるかという御質問かと思ひます。

今申し上げましたように、この法案についても在日米軍については適用されないということございまずので、法令に違反するというようなことも、適用がない以上はあり得ないということございまずから、米軍は、この規定に違反してクラスター弾等を所有する者ということにも該当しないということになります。

したがって、多分、第四条第四号との絡みだと思ひますけれども、第四条第四号の括弧の中で除かれることにはならないということになります。したがいまして、除かれるもの以外は所持を認めるということございまずので、当該委託を受けた者については、この法令に基づいて所持が認められるということございまず。

○吉井委員 要するに、在日米軍のクラスター弾については、日本の業者が委託を受けて運ぶことができるということなんですよ。

これは、一九九八年九月二十五日の外務委員会で、松本善明議員の質問に対して当時の額賀防衛庁長官は、地雷禁止法案では、在日米軍が保有する地雷の国内における移動については、自衛隊または民間業者が行うことはできないと明確に答弁していますね。

やはり、今度の法律の趣旨を本当に生かそうと思つたら、アメリカも早くこの条約に入つてもらわな困るわけなんですよ。入るまでの間も、米軍が在日米軍基地に持っているクラスター弾を日本の業者が移動することはしませんよと、やはりそういうことをきちんとやるのが当たり前のことではないかと思ふんです。

それで、イギリス政府は、条約発効後八年以内

に領土内の外国のクラスター爆弾を撤去する、実は、これは昨年六月五日に発表しているんですね。そういうことがあると思うんですが、まず事実を確認してから、最後に大臣に聞くようにしたいと思ひます。

○中島政府参考人 先ほど先生からイギリスの例について御指摘ございましたけれども、現時点におきまして、そういう報道はございますけれども、イギリス政府の立場というのは、米側と協議中というところでございまして、イギリス政府の立場が固まったというふうには承知しておりません。

○吉井委員 そこで、大臣に最後に伺っておきまされども、要するに、地雷のときは日本業者が運搬に当たることはできなかったんです。今度のクラスター弾の場合にはできるといふ見解を今とつておられるんですが、しかし、外国でも、そもそも自分の領土内に入っている爆弾は撤去してやらうということ、日本政府として努力しなさいいけないと思うんです。

そういう点で、日本も、自国のみならず、日本領土内の外国軍隊のクラスター弾についてもやはり禁止措置をとる方向で努力をする、そういう働きかけが国際的に非常に求められているときだと思ひますが、この点だけは最後に大臣に伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○二階国務大臣 お尋ねの件は、我が国がクラスター弾に関する条約を締結することは、クラスター弾による市民への被害、国民への被害を申し上げても同じことだと思ひますが、このことをなくするために国際協力を推進するという観点から、大変大事なことだというふうに考えております。

したがって、条約の義務を確実に履行するためには、法案により、クラスター弾等の製造を禁止し、所持を規制するとともに、着実な廃棄を進めていくことが重要であります。これは我が国だけではなくて、アメリカに対しても、こういう我々

の方針を正確に伝えて、日本の国会での御議論等についても正確に伝達すること、これは大事なことでだと思つております。

外務省、防衛省等ともよく連携しながら、本法案の着実な実施に努力をしてまいりたいと思ひます。

○吉井委員 質問を終わります。

○東委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○東委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○東委員長 次に、内閣提出、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。二階経済産業大臣。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○二階国務大臣 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、本年二月、スイスとの貿易、投資を一層拡大すべく、欧州の国としては最初の国となるスイスとの経済連携協定に署名をいたしました。これにより、この協定の発効後十年のうちに、日本とスイスの往復貿易額の九割以上を占める物品について、関税を撤廃することとしております。

これまでに我が国が締結した経済連携協定においては、我が国から相手国に輸出する物品については、こうした関税面での優遇を受けるためには、経済産業大臣が指定した指定発給機関が、協定上の原産品であることを証明する原産地証明書を輸出者に対して発給する必要があるといたしました。

しかしながら、スイスとの経済連携協定においては、我が国の輸出者にとって利用しやすいものとなるように、これまでの制度に加えて、国による認定を受けた輸出者がみずから作成した証明書を用いることもできることとしております。

そのため、新たに必要となる手続を定め、この協定を確実に実施すべく、本法律案を提出した次第であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

経済産業大臣による認定を受けた輸出者が、原産地証明書をみずから作成することができる制度を新たに設けます。

このため、輸出者の認定に関して、認定の申請手続や認定基準の設定などの規定を整備します。あわせて、認定を受けた輸出者に対して書類の保存義務などを課するとともに、罰則などの規定も設けます。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○東委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房審議官中尾昭弘君、農林水産省大臣官房審議官梅田勝君、農林水産省総合食料局長平尾豊徳君、経済産業省大臣官房審議官小川恒弘君、経済産業省大臣官房審議官大下政司君、経済産業省通商政策局長岡田秀一君、経済産業省貿易経済協力局長藤田昌宏君、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長上田英志君、経済産業省商務情報政策局長近藤賢二君及び中小企業庁経営支援部長数井寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○東委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤洋介君。

○近藤（洋）委員 民主党の近藤洋介でございます。経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案の質疑に立たせていただきました。委員長、理事の皆様へ感謝を申し上げます。早速質問に入りたいと思ひます。

今回の法改正の趣旨は、先ほど大臣が趣旨説明されたとおりでありますけれども、ポイントは一点でありまして、すなわち、原産地証明書の発行を、第三者機関に加えて輸出業者、国が認めた事業者にも発行できるようにさせる、こういうことであります。

すなわち自己認証制度であろう、こう思うわけですが、それでは、国の認定というのはどのような事業者であれば認定ができるのか、規模なのか、どういった要件があるのか、まずこれをお伺いしたいというのが一点。

あわせて、恐らくそうした企業というのは、想像するに大企業が多くなるのではないかと、大手商社であるとか大手メーカー、こういうことになろうかと思うんですけれども、大部分の中小企業者、小規模事業者は、従来どおり第三者による認証制度を使うことが予想されます。その場合、手数料等々、またその認証を受けるまでの期間とが、大企業と小規模企業で差が出てくるのではないかと。公平性の観点から考えても、また、小規模、中規模事業者による海外進出を応援するという立場からも自己認証制度を認めることは重要だ、私はこう思うわけですが、一方で、小規模、中小企業事業者に対する何らかの措置も必要ではないか、このように思うんですが、認定の基準とあわせてお答えいただけますでしょうか。

○藤田政府参考人 お答え申し上げます。

まず第一点の、認定を受ける要件でございますけれども、主に二つ考えております。

第一に、過去に一定回数、原産地証明書の発給を受けた実績があること、そして第二に、その企業におきまして、担当部門とか責任者がきちんと特定される、そういう社内体制が整っていること、この二点を基準として定める方向で検討してございます。

それから、委員の二点目の御質問でございますけれども、中小企業者の方々に対する手数料を大企業と格差を設けるということは考えてございせんけれども、ただ、御指摘のとおり、中小企業者の方々に対していろいろな配慮は必要だ、こう思っております。

例えば、この制度の周知のためにアドバイザーを配置いたしました、きめ細かく中小企業者の方々に助言を行うとか、あるいは中小企業の方々に対象にセミナーなどを開催いたしました、中小企業の方々がこの制度を円滑に利用できるように支援をしてまいりたい、こう考えております。

○近藤(洋)委員 ぜひその後段、実績ということに要件でございました。やはり実績を考えると、最初にトライをする企業はなかなかないわけでは

から、第三者認証に頼らざるを得ない。そうなる、中小企業者は、どちらかというと最初は、少なくとも最初にトライするところは中小企業も多いことも予想されますから、実態的にはやはり、企業の大小によつては、要件としては差は設けられないんだらうけれども、中小企業の方々が第三者認証になるということは予想されるわけでありまして、ぜひ御答弁のとおり、そういった側面支援ということをお進めいただきたい、このように思います。

恐らくジェトロあたりが動くんだろうなと思うわけですが、ぜひジェトロあたりを中心に活動していただきたい、このように思うわけであり

今回の法改正により、この自己認証制度というのは、ある意味で先進国型の制度が導入されたというふうには、先進国を相手にしたEPAにあわせてこうした制度が導入された。この基準は、当局の御説明によると、欧州ではよく使われている法制度です、こういう話でありました。

そこで伺いたいのですが、スイスとのEPAが締結された。スイスは欧州の一員になるわけですが、これも、欧州全体を見ますと、貿易量は、我が国に占める割合というのが大体一三%程度。これは非常に、これまで数年間安定してといえますが、一三%で、アジア、北米に次いで第三位の地域、エリアの相手国になる、大変大きな相手国なわけであり

そこでお伺いしたいのですが、EUとの経済連携協定について、政府としてはどのようにお考えなのか。お隣の国、韓国では積極的にEUとのEPA交渉を進めているわけであり。民間ベースではEUとの経済連携協定について研究を進めておるといふ話も聞いておりますが、政府としても検討にそろそろ着手すべきではないか、検討に着手ということも必要ではないか。経済産業省として既に政府部内の調整を一步進めてもいいのではないかと、このように思うわけであり

が、大臣、いかがお考えでしょうか。

○二階国務大臣 EUとの経済連携の協力関係をさらに強化していくというところについては、平成十九年から日欧産業界におきまして研究が進められてきているところであり、議員御承知のとおりであります。

政府におきましては、昨年六月の骨太の方針二〇〇八で決定されました二〇一〇年に向けたEPA工程表において、日本・EUのEPAについては、将来の課題として検討を進め、日・EUの経済関係のさらなる発展を促すよう基盤を整えていく方策について真剣に検討を進めるといふふうに述べられておりますが、昨日ちょうど決定をいたしましたことしの骨太方針二〇〇九におきまして、この工程表に基づき、引き続き積極的に推進すると記述されているところであります。

そこで、経済産業省としては、今の近藤議員の御意見等も踏まえて、産業界の意見も十分聴取しながら、関係省庁と協力し合つて、欧州側にも積極的に働きかけ、日・EU経済連携の強化に向けて、真剣な検討、検討だけではなくて、具体的に推進について取り組んでいきたいと思っております。

今議員もお述べになりましたように、韓国はこうした点について大変積極的であるわけであり、我が国はこれら韓国の方針等もしっかりと理解しておるわけであり、我が国が一三%のシェアを持つEUとの貿易交渉等をさらに円滑に、そしてもっと増進していくために、いかなる対応をとればいいのかということは考えればわかることとありますから、しっかりと対応をさせていただき、このように思っております。

○近藤(洋)委員 大臣、ぜひ政府部内で真剣に検討をしていただき、かつ着手をしていただきたい、このように思います。着手をした結果、問題点はあるのかというのには当然明らかになっているわけですから、我が国にとつては農産物の問題が大きな壁になると思ひますし、向こう側にとつては工業品、こういうことなんでしょうけれども、

ある程度わかつていくわけでは、ぜひ関係省庁、とりわけ経済産業省、農林水産省で動き出していくべきではないかと、このように思うわけであり。ことしの通商白書にもう既に真剣に進めると書いてあるんですね。

大臣、私は、この質疑を始めるに当たり、平成二十一年版通商白書をきのうまじめに読みました。まじめに読んで、通商白書というのは、私は、経産省が全部で白書をどれだけ出しているのか、ちよつと数えたことがないのであれですが、私は、経産省の出している白書の中では最も重要な格式の高い白書だ、こういうふうには認識しておるんですね。

ただ、一言だけちよつと感想を申し上げます、これは意見としてだけちよつと。ことしの白書は大変見にくくござい。細かい話なんです、これは事務当局の方に聞いていただきたいんですけど、ちよつと、非常に何が重要なのか、中身は立派なことを書いているんですけど、見やすいというか、見るように工夫をもうちよつとさせていただきたいものだ、このように思います。これも大事なことであります。白書にせつぱくいいものを書いて、ちよつと見にくいと、細かい点は指摘をしませんけれども、せつぱくいいものをつくつてもなかなか広く読まれ、こういうことだと思ひますので、ぜひお願いしたい、こう思うわけであり

そこで、ことしの通商白書でございますけれども、今回のサブプライムローンについて大変細かな、精緻な分析をされている。それなりので、このように思ひます。残念だと思ひます、いや、それはいい意味で評価しているんですけど、大変きちつと分析をされていると思ひますけれども、大変残念なのは、EPAの記述部分なんです。

全部で四百二十五ページの白書の中で、EPAの記述はわずか十二、三ページにすぎない。もちろん、ちらちらとはかの項目に分かれて書いているところもあります。ですから、この部分だけが

すべてEPAですと言つてもいいありません。トータルではある程度の部分書いている部分もありますが、しかし、EPAについてまとめ書いてるのは十二、三ページ。かつ、残念なのは、工程表とかいうか、どのように戦略を立てて進めていくのかとかいうところもちょっとわかりにくく記載をされている。わざとわかりにくくしているのか、出したくないのか、この辺はよくわかりませんが、非常にわかりにくくなっている、こういうことでもあります。

私は、今、世界経済が非常に低迷している中で、保護主義的な動きというのが各地で台頭をしつつある、これは我が国経済にとっても大変問題だし、世界経済にとっても大変問題だと思つてますね。

歴史をひもとけば、経済史家のチャールズ・キンデルバガーという方が書いた「大不況下の世界」という本の中でも、これは一九二九年の大恐慌について分析をした本でありますけれども、この中で、要はこういうことを書いていますね。大恐慌当時、なぜ大恐慌が起つたのかということについて、世界を安定に導こうとする覇権国が不在だったというのを指摘している。第一次世界大戦を境に覇権を失った英国にかわってその責任を果たそうとしなかった米国、その結果、各国が保護主義に走った、しかも、米国が保護主義に走ってしまった結果、第二次世界大戦に世界は進む、このことを分析しているわけですね。

やはり保護主義というのは、一つ間違つてしまふにそういつた懸念を持つわけでありまして。そういうこともこの通商白書はちゃんと書いておるんですね。保護主義と戦わなきゃいかぬと。戦わなきゃいかぬと書いてあるその最も重要なEPA戦略が、十数ページなんです。

ちよつと残念なのは、EPAというのは、かつての経済産業省の中で、EPA部隊、通商部隊の中の、今も花形だと思つてもいいけれども、人員でいって、かつて八十人ぐらいおつて、大部隊でやられていた。今大体四十名程度なんです。人数がどうと言うつもりはないんですけども、この白

書の分量を見ても、人員を見ても、経済産業省は実質的にEPAに熱意を失ってしまったのか、このように思つてしまふんですが、いかがですか。○松村大臣政務官 お答えを申し上げます。思いはありますが、まず冒頭、決して、ページ数が減りましたから熱意を失つたわけではございません。先生からは大事な視点を御指摘いただいたものと思つております。私も、現下の経済危機において各国の保護主義が台頭する中で、大変な懸念をしております。そういう意味では、今御指摘のように、今こそEPAを進めるべきだということに考え、極めて重要な施策であると理解をしております。

その中で、そういう観点から、ことしの五月にはペルーとの交渉をしておりますし、引き続き精力的に、インド、オーストラリア、湾岸諸国とも交渉を続けておるところでございます。さらに韓国とのEPAにつきましても、交渉再開に向けてまして、首脳レベル、閣僚レベルで働きかけをしていただき、その推進を進めておるところでございます。

また、既に発効いたしましたEPAにつきましても、経済的なメリットを受けることがよりできるように、両国政府、関係機関、経済界などと協力をいたしまして、ビジネス環境整備のための枠組みを整備いたしまして、より強力に推進を進めておるところでございます。

先生からの叱咤激励と受けとめまして、今後、全力でまた取り組んでまいりたいと思つております。○近藤(洋)委員 政務官、そういうことであれば、ぜひ、来年の通商白書にはきちつと、EPAの戦略も含めて、意義づけも含めて記述をされることを望みたいと思つております。

これは外交交渉ですから、余りEPAの中をつまびらかに白書で書くことはできないのは十分わかっているんです。ただ、どのような戦略性とか意義づけを持ってEPAに取り組んでいくのかというの、そろそろ体系立って表明してもいいのではないかと、このように思つておるところで

あります。来年を楽しみにしたい、こう思っています。もう一点、そういう保護主義が台頭する中で、最近、気になることが起きております。

委員長のお許しを得て資料を配付させていただきます。委員が、一枚目をめくっていただきたいと思つております。中国の政府が表明しているITセキリティー製品への強制認証制度の件でございます。

これは、この記事に書いていますとおり、中国政府が、いわゆるITセキリティー製品について、輸入製品に対して技術情報をメーカー側に強制開示させる、こういう制度を導入するということが昨年表明しておるわけでありまして。現在、中国は、ことしから始める予定だったものを一年延期ということとを表明しておりますが、この記事にもありますとおり、一年延期したものの、方針は変わらない、特にソフト設計図については非常に固執をしております。

これは企業秘密の公開を求めているわけでありまして、およそ常識では考えられない、自由貿易からは逸脱したものである、世界貿易でこういうことをやっている国は余り例がない、このように思うのですが、なぜWTO違反にもなりかねないようなことを、つい先ごろというか数年前にWTOに入つたばかりの中国がこのようなことを、あえて言います、世界から批判を受けるようなことを、伸びゆく中国がこのような行動をしてしまつたのか、その経緯について、なぜこのようなことが起きてしまったのか、経産省はどのように把握しているのか、お答えいただけますでしょうか。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘の中国によるITセキリティー製品への強制認証制度でございますけれども、中国国内にITセキリティー製品を輸入、販売する場合に、中国独自の基準に適合することを義務づけ、その適合性を審査する中国の機関に対して、当該製品の技術情報の提出などを義務づけるものでございます。この制度の目的につきましては、

中国政府は、中国国内の情報セキュリティの確保のためである、こういうように説明をしております。

今御指摘のところ、ちよつと事実関係だけでも一回整理をして申し上げます、今先生おっしゃっていただいたとおりなんです、昨年の一月、二〇〇八年の一月に、こういう強制制度を二〇〇九年の五月一日、ことしの五月一日から導入することを公表したわけでございます。まさに先生御指摘になりましたように、こういう強制認証制度は国際的にも例がありません。私も、ヨーロッパ、アメリカとともに、WTO関連の会合でございまして、二国間会合を通じて、中国政府に対して、こういう制度を導入しないように強く求めてきたところでございます。

こうした中で、ことしの四月でございますが、中国側は、対象を政府調達に限る、その上で、ことしの五月一日ではなく、もう一年延ばして、来年の五月一日から実施する、こういうことを言ってきたわけでございます。ただ、たとえこれを政府調達に限りまして、あるいは一年待ったところで、今御指摘のとおりで、国際的に例のない強制認証制度であることは変わりありませんので、私も、これが導入されれば、円滑な日中貿易の発展の障害になるというように考えておりまして、さまざまなレベルで協議をしておるところでございます。

四月二十九日に行われました日中首脳会談におきまして、麻生総理から温家宝総理に対して再考を求めいただきました。また、今月行われました日中ハイレベル経済対話において、二階大臣から本件を導入しないように再考を求めたところでもございます。

ヨーロッパやアメリカの関係機関ともあらゆるレベルでさまざまな議論をしながら、世界で協調して、中国にこういう制度を導入しないようにというのを引き続き働きかけていく、こういう状況でございます。

○近藤(洋)委員 これは大きな問題だと思つて

すね。この日経新聞の記事にも書いておるとおり、ITセキユリティー製品とは何かといえは、これは広範にわたるわけでありまして、非常に広範な商品が対象になってしまふ。ICチップの動作を制御するための基本ソフトなどというのは、これは電子製品の心臓部みたいなもののソフトを開示せよということでもありますし、あらゆる機械の心臓部分、ノウハウの塊を開示しろということでもあります。これは政府調達だろうが何であろうが認められないだろう、こう思うんですね。

今御答弁いただきましたけれども、改めて大臣、やはり、こういうことを進めるといふのは中国にとつてもよいことではないと思うんです。自国のセキユリティーだと、公安当局、警察、警備当局の御意向もあるのかもしれませんが、しかしながら、一方で、その裏には、自国のIT産業の育成が真のねらいではないかということも指摘をされているわけでありまして、中国がIT産業を育成する上でも、こういうことをしては逆にIT産業は育たないんじゃないか、やはりきちっとハイレベルの政治のレベルでこうした動きについては撤回するよう強く促すべきだ、こんなように思います、大臣、いかがでしょうか。

○二階国務大臣 中国が本年四月に改めて公表したITセキユリティー製品に関する規制は、我が国のみならず、国際的に貿易上の障壁となつて、日本からの製品の輸出が阻害されることはもとよりであります、これは今議員も御指摘になりましたとおり、中国にとつても、先端的な海外製品の入手が難しくなるといった悪影響も及んでくるわけでありまして、このような観点から、本問題の解決は日中両国にとつて極めて重要な、そして両国にとつて利益となるものだ、この観点に立つて交渉を進めなくてはなりません。

六月七日に行われました日中ハイレベル経済対話、数人の閣僚が見えになっておりましたし、我々の方もその程度が列席しまして日中経済対話を行ったわけですが、特に私は、カウンターパートであります陳商務部長に対して、本強制認

証制度を導入しないよう、再考を強く求めたところであります。

引き続き、アメリカあるいはヨーロッパなども協力をしながら、連携をとつて、中国政府に対して本強制認証制度を導入しないように強く働きかけを続ける決意であります。

○近藤(洋)委員 ぜび、大臣、そういうことでお願いをしたい、このように思うわけでありまして。もう一点、次のページをめくっていただきますと、同じようなことで、韓国で最近また起きています。これはリチウム電池であります。パソコンやデジタルカメラなどに使うリチウムイオン電池について、今度は韓国政府が七月一日から新たな規制を導入する。この記事によりまして、要するに、輸入製品に対して新たな認証基準をつくつて、結果的に日本の製品が締め出されるんじゃないか、このような懸念も出ておるわけですが、これは事実上の貿易障壁になるんじゃないかと懸念されるわけでありまして。

この件が事実だとすると至急対応が必要、このように思うんですが、経済産業省、どのように認識し、どのように対応されるんでしょうか、お答えください。

○高市副大臣 五月二十六日に試験機関を韓国内の四機関とするといった告示が出されて以来、事務的に韓国側に申し入れを行つてまいりました。が、一昨日のことなんですけれども、二階大臣が記者会見で、これが実質的な貿易障壁となり得るといったことで懸念を表明されて、何と、きのう、韓国政府が記者会見をして、運用面での見直しを発表いたしました。

この規制については、本年十二月末まで経過期間として行政処分などについては猶予するということと、それから、韓国国外から輸入される電池、ここが日本にとつて大事なんですけれども、韓国政府が能力を認めた試験機関が発給する試験成績書を活用できることとするといった運用面での見直しが発表されました。

経済産業省は、今後、こうした運用面での改善

が適切に履行されて、また、貿易阻害効果の生じることのないように、韓国政府と細部の協議を続けてまいります。

○近藤(洋)委員 時間になりましたので最後の質問にしたいと思うんですが、以上見られるように、やはりこうした動きというのは、中国、韓国で起きて、また今後ともアジア域内で起きることが非常に残念ながら予想されるわけでありまして。やはり、日本の今後の経済の立て直しを考えると、アジア経済を成長させる、その中で日本が生きていく、こういうことが大きなシナリオになるわけでありまして、保護主義的な動きがどんどん實際起きてくるわけでありまして、そこに対処しなさいかね、そう考えれば考えるほど、やはりEPAというのは、その抑止力として非常に大きな効果を持つと思うんです。

そう考えますと、配付させていただいておりますこの資料のページに、ASEANについてはおかげさまでEPAができたということでありまして、そのASEANプラス6、中国、インド、韓国、豪州、ニュージーランドを入れた6がいいのか、ASEANプラス3がいいのか、それとも、さらに広げた環太平洋的なものか、いか、いずれにせよ、そうしたアジア太平洋のEPAの枠組みについて、日本政府として真剣に構想を練り、環境を整えることが、こうした動きを抑止する大変大きなかきになると思っていますので、最後にこの点について大臣の方針を伺つて、質問を終えたいと思います。

○二階国務大臣 アジアが広く一体となつて自由貿易を推進していくことは、我が国としてはもちろんのことではありますが、アジアの各国にとつても大きな利益をもたらすわけでありまして、アジアの広域的なEPA構想、この推進に日本は先頭に立つて努力をしなくてはなりません。私が三年前に提案しましたASEAN十カ国プラス日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド、合計十六カ国であります、人口にして三十二億であります、この東アジア包括的経済連

携構想、すなわちCEPEAは、まさにこうした考え方に基づいたものであります。

昨年六月三日でありましたが、東アジア版のOECDともいふべきERIAがインドネシアのジャカルタに本部を設置して、これをアジア全体の中核として経済連携を進めていくという、日本メッセージであります。

アジア太平洋地域では、このほか、ASEANプラス3やAPECなどによる広域的な経済連携に関する構想があります。

経済産業省としては、アジアが保護主義を排した自由な貿易地域として大きく前進できるように、ERIAとともに連携しながら、これらの広域連携に対する議論に積極的に参加をしてまいりたいと思います。

なお、先ほど御質問にありました白書の問題につきまして、お述べのとおり、私は大変大きなことだと思つております。日本の白書というのは海外でも読まれておるわけでありまして、そのことを意識して、もつときちっとした発信ができるようにしなさいけない。ページの数量も言われておりましたが、私どもも承知をしております。いかにもこのことについて少ない。別冊をつくつてもやたらいいんじゃないかと先ほど来考えておるところであります、そこはしっかりと対応をして、再び近藤議員からこのような質問を受けないように、必ずやりますから。真剣に、真剣にと言っただけではだめですよ、よく承知しております。

○近藤(洋)委員 終わります。

○岸田委員長代理 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党衆議院議員の大島です。きょうは、日本とスイスの経済連携協定、そして経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

スイスは結構遠いところでして、きょうの夜の便で日本を出発すると、ヨーロッパに着くのが大体あしたの明け方ぐらいかなと思つています。自

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事をするのが通例なのかなと思っています。

きょうは、日本とスイスの経済連携協定の質問をする前に、前回、大型店舗の地域に対する貢献について質問をさせていただきました。そのときに一つ自分は忘れておりました、大きな店舗もそうなんですけれども、チェーン展開をしている店舗もあるわけなんです。経済産業省さんがある程度影響力のあるチェーン展開しているところ、あるいは飲食店ですと多分農水省さんの管轄になるかと思うんです。

その点につきまして、チェーン展開している大型フランチャイズチェーンの小売業、もちろん、もともとはお酒屋さんだったりお菓子屋さんだったりフランチャイズでいろいろなコンビニエンスストアを経営されておられますので、そういう方は一生懸命地域の貢献をされているんですけれども、そうじゃない方もいるかもしれないので、この間申し上げました、まちづくり三法のガイドラインのフォローアップをしっかりとやってくださいということ、もう一つは、飲食店のチェーン店は結構多いと思うんですよ。飲食店が町の中にできると、地域の飲食店にお客さんが通わなくなってしまうということも結構あります。飲食店等のチェーン展開をしているお店のまちづくりに対する協力についても商店街で調査をするなどの対応が必要かと思うんですけれども、その点について、まず大臣のお考えをお聞かせください。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○二階国務大臣 先般の御質問にもございましたが、私どもも、商店街とこうした百貨店や大型店舗、またフランチャイズチェーン等との協調、そして相互に繁栄していく道はないのか、こういう点について十分勉強していかないといけない

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事を

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事を

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事を

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事を

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事を

分もかつては、非常に若いときに駐在員として、当時は成田からデュッセルドルフの直通便があったものですから、お客さんが明け方の六時ぐらいいに着くと、大体五時半ぐらいいから飛行場で待っていて、御苦労がよくわかります。一番眠い時間で、かつ、それからホテルに入って仕事を

分は思っております。機械関係、プラントの会社も多くて、スウェーデンとスイスで合併したアセアブラウンボベリも多分、今スイスに本社を置いているかと思うんです。

分は思っております。機械関係、プラントの会社も多くて、スウェーデンとスイスで合併したアセアブラウンボベリも多分、今スイスに本社を置いているかと思うんです。

分は思っております。機械関係、プラントの会社も多くて、スウェーデンとスイスで合併したアセアブラウンボベリも多分、今スイスに本社を置いているかと思うんです。

分は思っております。機械関係、プラントの会社も多くて、スウェーデンとスイスで合併したアセアブラウンボベリも多分、今スイスに本社を置いているかと思うんです。

分は思っております。機械関係、プラントの会社も多くて、スウェーデンとスイスで合併したアセアブラウンボベリも多分、今スイスに本社を置いているかと思うんです。

分は思っております。機械関係、プラントの会社も多くて、スウェーデンとスイスで合併したアセアブラウンボベリも多分、今スイスに本社を置いているかと思うんです。

大変重要な参考といえます。一つの路線になっていくだろうというふうに考えておりますので、大きな意義を有する内容だと判断をいたしております。

大変重要な参考といえます。一つの路線になっていくだろうというふうに考えておりますので、大きな意義を有する内容だと判断をいたしております。

大変重要な参考といえます。一つの路線になっていくだろうというふうに考えておりますので、大きな意義を有する内容だと判断をいたしております。

大変重要な参考といえます。一つの路線になっていくだろうというふうに考えておりますので、大きな意義を有する内容だと判断をいたしております。

大変重要な参考といえます。一つの路線になっていくだろうというふうに考えておりますので、大きな意義を有する内容だと判断をいたしております。

大変重要な参考といえます。一つの路線になっていくだろうというふうに考えておりますので、大きな意義を有する内容だと判断をいたしております。

おきまして、日本とスイスのEPAにおける電子商取引章のような高いレベルの内容を盛り込めるよう、できる限り積極的に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○大島(敦)委員 今後、世界経済あるいは金融のことを考えますと、大臣も先ほど、アジアが大切なんですというお話をされておりました。私も全くそのとおりでして、私たちの体質に合う国、長期に滞在しても日本料理を食べなくてもいい国というのは、僕は大切にしなければいけないなと思っているんです。

アジアの皆さんは一生懸命ものづくりに携わっておりますので、今後、先ほどERIAの話も大臣はされておりました。私も去年、日本とインドネシアの議員連盟の一員としてインドネシアに行ったときに、多分、ERIA、移る前の、まだ小さなASEANの事務所の中にあるときに訪問させていただいたりして、今後の取り組みは非常に大切だと思っておりますので、今後、アジアについて、手短かいんですけれども、総合的な政策が必要と思うんですけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○二階国務大臣 アジアは世界の成長センターだということをよく言われますが、私もこのERIAの問題を構想して実行に移すまでの間に若干の調整の時間がかかったことは事実であります。その間、何と、人口にして一億人、三十一億人の人口を有する東アジア十六カ国が、三十一億人から三十二億人になっておるわけです。これは、ERIAの功績とは言いませんが、自然にそういうふうになつていくエネルギーを持っておる。続いて、経済的には、十一兆ドルの経済規模が十二兆ドルになつておる。人口などを考えれば、日本一カ国が急にふえたような、そういう状況になつておる。これがまさに世界の成長センターたるゆえんである、そのように私は思うわけでありま

す。麻生総理も先般、アジア経済倍増構想を提唱さ

れましたが、私も、アジア全体で成長する、需要を創造するという考え方が極めて重要であり、そして、日本は兄貴分だからということをよくアジア各国から言われるわけですが、兄貴分は兄貴分らしい振る舞い、兄貴分らしい行動をとってもらいたい、こういう厳しい注文もついておりますわけでありまして、我々はそのことを自覚してアジア対策を考えていかなくてはならない。

そこで、先般の麻生総理の構想等も相まって、東アジア産業大動脈構想の具体化について、広域インフラの開発について、今、ERIAやアジア開発銀行、ASEAN事務局やそれぞれの国とも協調して、アジア総合開発計画の策定に着手したところでありま

す。先般、フィリピンのアロヨ大統領ともバイ会談をいたしました。その際にも、アジア総合開発計画に対する、日本とERIAに対する期待を述べられておりました。

我々は、アジアにおける社会保障制度の整備や教育の充実といった面でも貢献をしていかなければならない。

そこで、ERIAに対する協力や、ODA、貿易保険を通じた支援等により、アジアの発展に私どもが献身的な協力をする、その決意がまず重要であり、同時に、多くの国民の皆さんの御理解をいただきながら、アジアとともに成長するんだという視点を忘れてはならないということを特に強調しておきたいと思ひます。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

○東委員長 これにて大島敦君の質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私、きょうは、原産地証明発給にかかわる法律ですから、原産地を証明して表示することととかかわってきますので、少し原産地表示という角度から問題を考えてみたいと思ひます。

もう十年ほど前になりましたが、この委員会では、日本の伝統工芸である仏壇、八女の仏壇とか、

大阪の方からは、当時、仏壇製造業者の方から、産地表示制度を求める製造業者の会というのがあつて要望が出されたりしておりましたので、それを御紹介した。経産省の方は、伝統工芸士の方を認定して頑張ってもらっている、応援しているわけです。ところが、外国から安価な仏壇が入ってくる。消費者からすると、ようわからへんわけなんです。その結果として、地域経済に随分大きな打撃を与えているということがあります。

このとき、原産地表示ということを取り上げたんですが、安い仏壇と伝統工芸品である仏壇が素人にも、材質であるとか彫り物の違いがわかるかという点では、これは熱帯の方の木を使っている、材質的に、日が進むと、乾燥が進んだときにどうなるかとか、彫り物の技術はどうだとか、そういうことがわかるようにする点では、原産地表示というものが非常に大事になってくると思ひます。もちろん、日本の伝統工芸士の方が、伝統工芸士のつくったものというふうにしるを張られるのは非常に意味があると思ひますが、そういうことで取り上げたのを覚えてい

るんです。きょうは、ちよつと角度を変えて、コーヒーの産地表示について伺つておきたいと思ひます。

実は、公正取引委員会の委託事業で作成された「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する新しい法律に基づく課題」というパンフレットが出てい

るんですが、その中で、不当表示の禁止という項で、取引上の等級が高いコーヒー(ブルーマウンテンナンパーワン、モカハイランドハラー等)を総称してプレミアムコーヒーと呼ぶというふう

に書いています。私はコーヒー好きなものですから、コーヒーに特に関心を持っています。ところで、このモカコーヒーというのはどこの国のコーヒーなのか、これを伺いたいと思ひます。

○平尾政府参考人 お答え申し上げます。

モカコーヒーについての御質問でございます。これは、一般的な総称として、モカコーヒーにつきましては、エチオピア産とイエメン産のコーヒー、両国産を合わせてモカコーヒーと総称しているようにございます。

○吉井委員 モカというのは、もともとイエメンの町なんです。エチオピアの港から、ジブチからモカへ運んで、それで、モカの名前を使つた方がよく売れる、高く売れるということでモカコーヒーとして出ているわけですね。そうすると、今は積み出し港はアデン港に変わっているようすが、つまり、ここから積み出されているコーヒーはエチオピア産のコーヒーが多いわけですが、エチオピア産のコーヒーがイエメンの港から積み出されて、エチオピアにはモカはないんです。つまり、消費者にとってはわけがわからないわけですね。

ですから、こういう点では、そもそも原産地というの

は一体どこなのかということとをきちんとしていないと、これは消費者からすると本当にわけがわからないことになるのではないかと

いうふうに思ひます。梅田政府参考人 食品表示というのは、消費者の商品選択に資するために、消費者が求める情報

がわかりやすく正確に表示されることが重要でございます。コーヒー豆につきましては、JAS法に基づきます加工食品の品質基準におきまして、輸入品にありましては、焙煎等の加工をした国を原産国名としております。そして、国内の製造品にありましては、製造業者または販売業者の名称及び住所の表示を義務づけているところでござ

もともとコーヒーそのものの木の原産地はエチオピアのアビシニア高原で、ここから全世界に広がって、それぞれの気候とかあるいは土壌のpHとかあるいは肥沃土とか、そういうものによってだんだん種類が多様になっていったわけですね。

今、世界を見ても、例えばブルーマウンテンだったりジャマイカのブルーマウンテン地区でとれたものとか、原産地と名前が一致しているわけですね。ところが、モカコーヒーだけは原産地と一致していませんね。

では、エチオピアのコーヒーの積み出し港は実際のところどこなのかを改めて伺っておきたいと思ひます。

○平尾政府参考人 エチオピア産のコーヒー豆の積み出し港でございすけれども、隣国のジブチ共和国のジブチ港と承知しております。

○吉井委員 ですから、普通だったらまだ、エチオピア産のコーヒーはやはりエチオピア産ということにしておかないと、隣国のジブチからイエメンのアデンへ送り、アデンから送り出しているわけですね。そうすると、実際の産地はどこなのかというのがきちんとしていないと、もともとモカの港を使っていたからモカコーヒー、モカコーヒーと言っているわけですけども、形はロングビーンズで、味はエチオピア内の産地によつてかなりばらつきはあるようですが、良質なものもありますが、しかし、においのあるのが特徴で、このエチオピアコーヒーがジブチからイエメンのモカへ、今はアデンですが、そこへ渡つてモカの名前で出荷されている。

そうすると、モカコーヒーというのは、本来は原産地表示はエチオピアなのかイエメンなのか、どっちになるのかということについて、その整理がやはり必要だと思ひます。

イエメン産の方は、シヨートビーンズで、モカマタリと言われて、味や香りが非常にソフトで、非常に無類の甘い香りのところから貴婦人の豆と呼ばれるぐらいのものです。やはり、名前をモカマタリ、原産地イエメンというふうにする

とか、あるいは、エチオピアの方に関しては、エチオピアコーヒーとかハイランドハラーとかという名前にして原産地エチオピアというふうにするとか、やはり書かないと、そこをきちんとしないと、消費者にとってわからない、消費者が誤解をしてしまう、そういう表示というのはおかしいことになってきますから、せつかく原産地表示をやるというからは、やはりそういう誤解が生じないようにするというのが必要なんじゃないですか。

○梅田政府参考人 加工食品の原材料でありますコーヒー原料豆の原料原産地表示は、JAS法に基づき表示義務はございませんが、昨年三月に、輸入品、国内製造品を問わず、原料原産地表示情報の積極的な提供についての通知を消費・安全局の方から発出したところでございす。事業者の積極的な取り組みを促しているところでございす。

○吉井委員 加工品の話じゃなくて、生豆がどこなのかということなんです。生豆がどこで焙煎をして販売する、こだわっている方は自分で焙煎をして、こういうことになるわけですから、原産地が実際のところと違うものであつては消費者にとつてはうまいわけですから、これはきちんとするべきだと思ひます。

モカコーヒーが残留農薬基準をオーバーしている日本への輸出がとまっているときに、しかし、アメリカのスターバックスは輸入して、焙煎してチェーン店を使っているだけでなくて、日本のチェーン店へ輸出しているという問題が、ことしの一月六日の読売などで紹介されました。

それで、日本では輸入できない安全基準オーバーのものが、原産地国から日本へ来るのはだめだけれども、別の国で加工すれば輸入できるというのはいさしおかしいのではないと思ひますが、これも、簡潔でいいですから、伺つておきます。

○中尾政府参考人 我が国に輸入される未加工のコーヒー豆につきましては、輸入時に検疫所で食

品衛生法の規定に基づきましてモニタリング検査や検査命令を実施しております。第三国を経由して輸入されている未加工のコーヒー豆に関しましても、生産国を確認した上で検査を行つております。

また、加工食品につきましては、昨年一月に発生した中国産冷凍ギョーザによる薬物中毒事案も踏まえまして、検査法など技術的な問題が解決されたものを順次残留農薬の検査対象としておりまして、焙煎済みのコーヒー豆に関しましても、平成二十年度以降、残留農薬検査を開始しておりますけれども、これまでのところ、違反を確認した事案はございません。

厚生労働省といたしましては、我が国の残留農薬基準を超えるコーヒー豆が米国で加工されて我が国に輸入されているといった事案は承知しております。必要に応じて、必要情報収集を適切に行つていくとともに、必要な情報収集を努めてまいりたいと思ひます。

○吉井委員 私、この問題は昨年の内閣委員会でも取り上げたんですけれども、二〇〇三年に輸入食品検査率を引き上げたなら、ほとんどゼロだったのを二七％の検査率に引き上げたなら、コロンビア産やブラジル産のコーヒーの生豆に、オクラトキシンという経口発がん性カビ毒が検出されたんです。輸入食品検査の重要性が示されたんですが、何と翌年は、二〇〇四年からは、原産地の基準・認証機関が安全ですと認証した証明書を添付したら、輸入してから検査しないというのをやっているとですね。だから、検査しないんですから、基準オーバーがどんと減つたわけですよ。

しかし、生豆というのは、赤道を輸送している間にカビが繁殖するんです。幾ら送り出すところで大丈夫だといつたつて、日本に着いたときには繁殖しているわけですよ。だから、もともと取扱業者は、最初からカビの生えているようなものは現地ですべて送つてきたりしないんですよ。私は、大臣に最後に伺つておきたいのは、そういう原産地表示についても、それから輸入時の検

査に協力することについても、やはりそういうものを扱っている商社を、商社などが大体扱うわけですが、きちんと指導して、ここはもう少し厳格にやらせるということが必要だと思ひます。このことだけ伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○二階国務大臣 前に、経済産業省でアフリカの大使をお招きして、そしてアフリカの方で得意とする商品についてどうぞ展示をしてくださいたいとお願ひをしたことがございす。民族衣装に着飾つて大使の皆さんがお見えになりましたが、ほとんどの国の大使がうちのコーヒーが一番いいんだといつてコーヒーばかり持つてきて、コーヒーの展示会みたいになつたようなことを、三年ぐらい前のことですが、覚えております。

機会があれば、今のようないつて、アフリカの、今私どもが進めております一村一品運動、言いかえれば一國一品運動とも言えることであります。コーヒーのことにしても重大な御関心を持つていただいて、日本の消費者の懸念に対してしっかりと答えていただくように、これは大使の諸公に御相談を持ちかけておきたいと思ひます。

ただいまの御質問であります。不当景品類及び不当表示防止法において、原産地についての虚偽表示を禁止していることは御承知のとおりであります。不正競争防止法においても、虚偽の原産地表示をした者に対する罰則を定めております。

これらの法律に加え、消費者への適切な情報提供の観点から、商社等に対しては、正確な原産地表示が行われるように関係各省とも御相談をしながら、機会をとらえて積極的に働きかけてまいりたい。これがアフリカの皆さんやコーヒー原産地の皆さんのためにもなることでありますから、その点は十分我々の意のあるところを伝えたい、このように思つております。

○吉井委員 質問を終わります。

○東委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○東委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

内閣提出、経済連携協定に基づく特定原産地証
明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律
案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立総員。よって、本案は原案のと
おり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○東委員長 次に、内閣提出、外国為替及び外国
貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮から
の貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講
じたことについて承認を求めるの件並びに外国為
替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、
北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を
課する等の措置を講じたことについて承認を求め
るの件の両件を一括して議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。二
階経済産業大臣。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務
を課する等の措置を講じたことについて承認
を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸

出承認義務を課する等の措置を講じたことに
ついて承認を求めるの件
〔本号末尾に掲載〕

○二階国務大臣 外国為替及び外国貿易法第十条
第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき
輸入承認義務を課する等の措置を講じたことにつ
いて承認を求めるの件につきまして、その提案理
由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による
核実験を実施した旨の発表を初めとする我が国を
取り巻く国際情勢にかんがみ、同年十月十四日よ
り、四度の延長措置を経て、平成二十一年四月十
三日までの間、北朝鮮からの輸入の禁止等の措置
を厳格に実施してまいりました。しかし、拉致、
核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対
応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等にお
ける国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く
国際情勢にかんがみ、平成二十一年四月十日の閣
議において、引き続き、外国為替及び外国貿易法
に基づき、北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を実
施することとしました。なお、諸懸案の解決に向
けた北朝鮮側の姿勢に大きな変化が見られない中
で、これまで四回にわたり半年間の継続が繰り返
されてきた点を考慮し、今回はこれらの措置の延
長期間を一年間といたしました。

これらの措置のうち、同法に基づき国会の承認
が必要な措置について、承認を求めるべく、本件
を提出した次第であります。

次に、本件の要旨を御説明申し上げます。

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項
の規定による平成二十一年四月十日の閣議決定に
基づき、同年四月十四日より平成二十二年四月十
三日までの間、北朝鮮からのすべての貨物の輸入
について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す
措置を講じたことに加え、北朝鮮から第三国へ輸
出する貨物の売買に関する仲介貿易取引について
経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講
じたことについて、同法第十条第二項の規定に基

づいて国会の承認を求めることを内容とするもの
であります。

以上が、本件の提案理由及び要旨であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ

ますようお願いを申し上げます。

次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の
規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき
輸出承認義務を課する等の措置を講じたことにつ
いて承認を求めるの件につきまして、その提案理
由及び要旨を御説明申し上げます。

平成二十一年五月二十五日、北朝鮮が再び核実
験を実施した旨の発表を行いました。

このような北朝鮮の行動は、北朝鮮が大量破壊
兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイル能力の増
強をしていることとあわせ考えると、我が国の平
和及び安全に対する重大な脅威であります。政府
は、北朝鮮に対し厳重に抗議し、断固として非難
するとともに、諸般の情勢を総合的に勘案し、北
朝鮮に対しさらなる厳格な措置をとることが必要
と判断しました。本措置の一環として、平成二十
一年六月十六日の閣議において、外国為替及び外
国貿易法に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物
の輸出を禁止する等の措置を講じることとしまし
た。同法に基づき、これらの措置について承認を
求めるべく、本件を提出した次第であります。

次に、本件の要旨を御説明申し上げます。

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項
の規定による平成二十一年六月十六日の閣議決定
に基づき、同年六月十八日より平成二十二年四月
十三日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の
輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を
課す措置を講じたことに加え、北朝鮮を仕向地
とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買
に関する仲介貿易取引を行うことについて経済産
業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたこ
とについて、同法第十条第二項の規定に基づいて
国会の承認を求めることを内容とするものであり
ます。

以上が、本件の提案理由及び要旨であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ

ますようお願いを申し上げます。

○東委員長 これにて両件の趣旨の説明は終わり
ました。

次回は、来る七月一日水曜日午後零時五十分理
事会、午後一時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発
給等に関する法律の一部を改正する法律案
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の
発給等に関する法律の一部を改正する法律
案
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給
等に関する法律（平成十六年法律第四十三号）
の一部を次のように改正する。

第二章 特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）

第三章 指定発給機関（第八条―第二十五条）

第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）

第五章 雑則（第三十条―第三十三条）

第一章 特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）

第二章 指定発給機関（第八条―第二十五条）

第三章 指定発給機関（第八条―第二十五条）

第一章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
第二章 雑則（第三十条―第三十三条）

に改める。

本則（第一条及び第三十六条を除く。）中「特定
原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に
改める。

第二条第一項中「として政令で定めるもの」を
削り、同条第二項中（以下「締約国」という。）を
（以下この項において「締約国」という。）又は
経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令
（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定
率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関
税に関する法律に相当する法令をいう。第三十一
条において同じ。）が適用される当該締約国以外の
外国（以下この項において「協定適用国」という。）
に改め、「当該締約国」の下に「又は協定適用国
（以下「締約国等」という。）を加え、同条第三項
中「から締約国」を「から政令で定める経済連携
協定の締約国等」に、「を当該締約国」を「を当
該締約国等」に改め、「締約国との間の」を削り、
同条に次の二項を加える。

4 この法律において「第二種特定原産地証明書」
とは、本邦から政令で定める経済連携協定の締
約国等に輸出される物品が特定原産品であるこ
とを当該締約国等の権限ある当局に対し証明す
る書類であつて、第七条の二第一項の規定によ
り当該物品の輸出をしようとする者が作成する
ものをいう。

5 この法律において「特定原産地証明書」とは、
第一種特定原産地証明書及び第二種特定原産地
証明書をいう。

第三条第一項中「締約国」を「前条第三項の政
令で定める経済連携協定の締約国等」に改め、同
条第二項中「仕向国（）」の下に「第七条の九第二
項及び」を加え、「単に「申請書」を「発給申請
書」に改め、同条第四項中「申請書」を「発給申
請書」に改め、同条第五項中「及び申請書の様式
並びに第三項」を「発給申請書の様式、第三項」
に改め、「提出の手続」の下に「及び第一種原産
品誓約書の様式」を加え、同項を同条第七項とし、
同条第四項の次に次の二項を加える。

5 発給申請者がその申請に係る物品（前条第三

項の政令で定める経済連携協定のうち政令で定
めるものの締約国等に輸出されるものに限る。）
の生産者でない場合には、当該発給申請者は、
第二項の規定による資料の提出に代えて、当該
生産者その他経済産業省令で定める者から、そ
の同意を得て、当該物品が特定原産品であるこ
とを誓約する書面（以下「第一種原産品誓約書」
という。）の交付を受け、これを経済産業大臣に
提出することができる。

6 前項の第一種原産品誓約書には、同項の物品
が特定原産品であることを誓約する旨及び次に
掲げる事項が記載されていなければならない。
一 第一種原産品誓約書を交付する者の氏名又
は名称及び住所
二 第一種原産品誓約書の交付年月日
三 物品の品名
四 その他経済産業省令で定める事項
第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、
同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二
項を加える。

4 経済産業大臣は、前条第五項の規定により第
一 種原産品誓約書の提出を受けたときは、当該
第一種原産品誓約書を発給申請者に交付した者
（以下「第一種原産品誓約書交付者」という。）
に対し、その旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、前条第五項の規定により提
出された第一種原産品誓約書について審査を行
い、第一種特定原産地証明書を発給したときは、
当該第一種特定原産地証明書の発給後速やか
に、当該第一種原産品誓約書交付者に対し、そ
の旨及びその年月日を通知するとともに、当該
第一種原産品誓約書交付者が当該発給に係る経
済連携協定上留意すべき事項として経済産業省
令で定める事項を記載した書面を交付しなけれ
ばならない。

第五条の見出しを「（発給申請書等の保存）」に改
め、同条中「申請書及び資料」を「発給申請書及
び第一種原産品誓約書並びに資料」に改める。
第六条第一項第二号中「申請書」を「発給申請

書」に、「又は資料の内容」を「資料の内容又は
第一種原産品誓約書の記載」に改める。
第七条に次の一項を加える。

2 第一種原産品誓約書交付者は、第一種特定原
産地証明書の発給の用に供された第一種原産品
誓約書に記載された物品に関する書類で経済産
業省令で定めるものを、当該第一種原産品誓約
書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を
経過する日までの間、保存しなければならない。
ただし、当該交付の日から当該第一種原産品誓
約書に係る第一種特定原産地証明書の発給がさ
れるために通常必要と認められる期間を経過す
る日までの間に第四条第五項の規定による当該
第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を
受けなかったときは、この限りでない。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 第二種特定原産地証明書の作
成する者の認定等
（認定）
第七条の二 第二条第四項の政令で定める経済連
携協定の締約国等に輸出される物品について、
その輸出をしようとする者は、当該経済連携協
定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二
種特定原産地証明書の作成をすることができ
る。

2 前項の認定を受けようとする者（第七条の四
第一項及び第三十六条第四号において「認定申
請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した
申請書（次項及び同号において「認定申請書」
という。）に、第七条の四第一項に規定する認定
の基準に適合していることを証する書類その他
経済産業省令で定める書類を添えて、これを経
済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務
を行う事務所の所在地
三 認定の申請に係る経済連携協定の名称
四 前項の物品の品名
五 その他経済産業省令で定める事項

3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定の
申請の手続及び認定申請書の様式に必要とな
る事項は、経済産業省令で定める。
（欠格条項）

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者
は、前条第一項の認定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受けることがなくな
った日から一年を経過しない者
二 第七条の十三第一項の規定により認定を取
り消され、その取消しの日から一年を経過し
ない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前二号のいずれかに該当する者があるもの
（認定の基準等）

第七条の四 経済産業大臣は、認定申請者が第二
種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正か
つ確実に行うに足りる知識及び能力を有するも
のとして、第二条第四項の政令で定める経済連
携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合
していると認めるときでなければ、その認定を
してはならない。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、
遅滞なく、認定を受けた者（以下「認定輸出者」
という。）に対し、当該認定に係る経済連携協定
ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法に
より通知するとともに、当該認定輸出者が当該
認定に係る経済連携協定上留意すべき事項とし
て経済産業省令で定める事項を記載した書面を
交付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の認定の手
続に必要となる事項は、経済産業省令で定める。
（認定の更新）
第七条の五 第七条の二第一項の認定は、経済産
業省令で定める期間ごとにその更新を受けなけ
れば、その期間の経過によつて、その効力を失
う。
2 第七条の二第二項及び第三項並びに前二条の

規定は、前項の認定の更新について準用する。
(変更の届出)

第七条の六 認定輸出者は、第七条の二第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第七条の七 認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等)

第七条の八 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面(以下「第二種原産品誓約書」という。)の交付を受けて第二種特定原産地証明書の作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付した者(以下「第二種原産品誓約書交付者」という。)に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。

2 認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第二種原産品誓約書の作成に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(特定原産品でなかったこと等の通知等)

第七条の九 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。

い。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一 当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと。

三 当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。

2 経済産業大臣は、前項の通知(同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。)を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

(書類の保存)

第七条の十 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

2 第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けたときは、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。

(認定輸出者に対する命令)

第七条の十一 経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し必要な命令をすることができ

る。

(認定輸出者に対する立入検査等)

第七条の十二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定の取消し)

第七条の十三 経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七条の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。

四 第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。

五 第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。

六 第七条の十一の規定による命令に違反したとき。

七 不正の手段により第七条の二第一項の認定

(第七条の五第一項の認定の更新を含む。)を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第八条第三項中「前章」を「第二章」に改め、「同条第二項」の下に「及び第五項」を加え、「から第三項まで及び」を「から第五項まで並びに」に改める。

第九条中「という。」は、の下に「第二条第三項の政令で定める」を加える。

第十六条第一項中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第二十一条第二号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第六号中「指定」を「第八条第一項の指定(第十二条第一項の指定の更新を含む。)」に改める。

第二十六条の見出しを「(証明書受給者等の報告等)」に改め、同条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第三条第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けて第一種特定原産地証明書を発給したときは、次に掲げる事実について確認するため必要な限度において、第四条第五項の規定による第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けた第一種原産品誓約書交付者(以下「特定第一種原産品誓約書交付者」という。)に対して必要な報告を求め、

又はその職員をして特定第一種原産品誓約書交付者について、当該特定第一種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受け、物品が特定原産品でなかったこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該第一種原産品誓約書の記載に誤りがあったこと。

第二十七条第二項中「又は特定証明資料提出者」を、「特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十条の見出し中「締約国」を「締約国等」に改め、同条第一項中「締約国」を「締約国等」に改め、「特定証明資料提出者」の下に「特定第一種原産品誓約書交付者」を加え、同条第二項中「締約国」を「締約国等」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に認定輸出者、第二種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

4 経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、第二種原産品誓約書交付者に対し、期限を付けて、必要な報告を求め、又はその職員をして第二種原産品誓約書交

付者について、当該第二種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条の十第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）」を「関税法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する法令」を「関税法令」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

3 第七条の五第一項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十三条第二項中「発給」の下に「又は第二種特定原産地証明書の作成」を加え、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（権限の委任）

第三十三条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

（経過措置）

第三十三条の三 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

第三十四条中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二 第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者

二 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第三条第三項の規定により提出されたものに限る）を提出した証明資料提出者

三 発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者

四 経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第三十七条に次の一項を加える。

2 認定輸出者が、第二種特定原産地証明書の作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書の作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず

ず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一百七号の次に次のように加える。		
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四十三号）第七條の二 第一項（認定）の認定輸出者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
	認定件数	一件につき九万円

理由

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、生産者等からの誓約書により原産地証明書の発給の申請を行うことができる制度を創設するとともに、原産地証明書を自ら作成することができ、輸出者の認定制度の創設、当該認定を受けた輸出者が負うべき義務の創設等の措置を講ずる必要がある。

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号。以下「法」という。）第十條第一項

の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年四月十日閣議決定)に基づき、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年六月十六日閣議決定)に基づき、平成二十一年六月十八日から平成二十二年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定により、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定により、北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて

経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

平成二十一年七月六日印刷

平成二十一年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P